明治学院大学

南洋群島の司法制度沿革史・序説(一)

―南洋庁法院をめぐる人々を中心に―

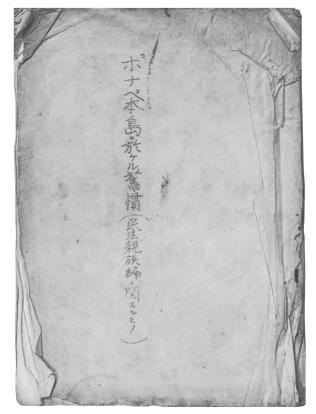
西 田 真 之

序

本稿は、近代法史における特殊な法領域としての南洋群島に焦点をあて、南 洋群島における司法の実態の一端を見るために、南洋庁法院の判事及び検事た ちの基本情報や活動の実態についての整理を試みるものである。

筆者は、偶然にも『ポナペ本島ニ於ケル旧慣(民法親族編ニ関スルモノ)』と題する謄写版の資料を入手した(資料1を参照)⁽¹⁾。発行年や発行目的などの具体的な情報が記されてはいないものの、冒頭に「本書ハ南洋庁法院判事柳田太郎ノ調査シタルモノナリ」と記されている点や、資料の中で記されている旧慣調査の記録からすると、若干の異同はあるが、南洋群島において行われた旧慣調査の報告書として刊行された『南洋群島々民旧慣調査報告書』(南洋庁、1939年)との関連性があるものと見られる。

1890年に大日本帝国憲法の施行された当時に日本の領土の範囲にあった地域(本州・四国・九州・北海道・沖縄・小笠原その他の島嶼)は内地と称されたのに対し、新たに領土や租借地、委任統治地域として領有した地域(朝鮮・台湾・樺太・関東州・南洋群島)は外地と称された⁽²⁾。近代法史分野での外地に関連する研究は近年積極的になされているが、その研究蓄積の状況を見ると、台湾や朝鮮半島、満洲を対象とする研究に比して、南洋群島における司法制度史に焦



(資料1 『ポナペ本島ニ於ケル旧慣(民法親族編ニ関スルモノ)』)

点をあてた研究は少ない印象は否めない⁽³⁾。これには、南洋群島について記した資料が戦時中の動乱期の過程で散逸したり、さらには戦災の影響により多くの資料が焼失したことにより、資料が断片的にしか残されていないことが主な理由として挙げられよう⁽⁴⁾。

そこで、本稿では国立公文書館や外務省外交史料館にて所蔵されている資料群や、当時発行された新聞の情報、また公開されているアーカイブなどの資料に基づき、南洋庁法院に判事や検事として関わった人々の断片的な記録を繋ぎ

ながら, 南洋群島における司法の実態や旧慣調査の状況を探る端緒となるべく, 基本情報の整理を行う。

尚,本稿においては原則として新字体の漢字を使用し,適宜句読点を附すこととする。年号は西洋暦で統一して記すが,必要に応じて元号も併せて使用する。また,地名については現代の表記と異なるものもあるが,混乱を避けるために基本的には当時の文献の表記を用いる。

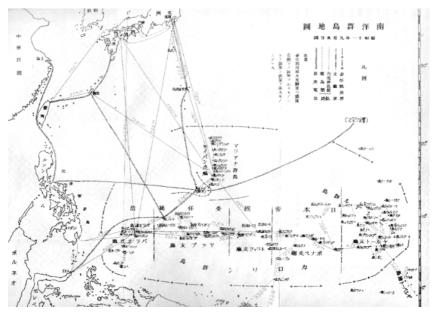
一 南洋群島における司法制度の沿革

いわゆる南洋群島とは、現在のミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオ 共和国、北マリアナ諸島に跨る海洋地域において構成される島々を指す。まず は、この地域における近代史を簡単に見ておこう(5)。

この地域は19世紀後半にスペインの支配下に置かれていたが、アメリカ=スペイン戦争に敗れたスペインが財政難のため、1899年にマリアナ諸島・カロリン諸島・マーシャル諸島をドイツに売却したことにより、スペインに代わりドイツによる統治を受けることとなった。1914年に第一次世界大戦が勃発すると、日本はドイツに宣戦布告、南洋群島に日本海軍が進出し、現在のミクロネシア連邦のチューク⁶⁰ に臨時南洋群島防備隊の司令部が設置され、日本海軍による軍政が行われた。当初はこの地域を一時的に占領する方針であったが、南洋群島を永久の支配地とする目的から、1918年に統治形態を軍政から民政へと移行することとなる。その後、第一次世界大戦で敗戦したドイツの旧支配下に置かれていた地域について、1919年5月のパリ講和会議にて、赤道以北の旧ドイツ領は日本の委任統治領となることに決定した。この際、採られたのがC式委任統治の方式、すなわち「人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任国領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任国領土ノ構成部分トシテ其ノ国法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス」(国際連盟規約第22条

第6項)(7)というものであった。

1922 年 4 月に軍政から民政への移管が完了し、南洋群島の統治本部となる 南洋庁の本庁がパラオのコロール島に設けられ、支庁としてサイパン・パラオ・ ヤップ・トラック・ポナペ・ヤルートの 6 支庁が置かれた(資料 2 を参照)。



(資料2 南洋群島地図(8))

司法制度に関しては、まずは軍政期の1915年に全16条より成る南洋群島刑事民事裁判令(臨南防第452号)が次のように定められた⁽⁹⁾。

第1条

本令ハ占領地内ニ居住スル人民ノ刑事及民事ニ之ヲ適用ス。但シ, 軍罰処分会 議ノ権限ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラス。

第2条

第一審裁判庁ハ民政区軍政庁及其ノ分遣庁ニ之ヲ設ケ, 第二審裁判庁ハ防備隊 司令部ニ之ヲ設ク。

第3条

裁判官ハ第一審庁ニ於テハ、各民政区守備隊長及民政事務官又ハ分遣セル部隊 長ヲ以テ之ニ充テ、第二審庁ニ於テハ防備隊参謀長参謀一名及民政顧問一名ヲ 以テ之ニ充ツ。

第4条

審理及裁判言渡ニハ書記ノ立会ヲ例トス。書記ハ裁判官ノ命ヲ承ケ服務ス。

第5条

書記ハ, 防備隊司令官又ハ各民政区守備隊長若ハ分遣セル部隊長其ノ部下中ヨ リ之ヲ命ス。

第6条

裁判庁ノ審理ハ、書面又ハ口頭トス。

第7条

安寧秩序ヲ紊シ、善良ノ風俗ヲ害シ、又ハ生命身体ノ自由名誉財産ニ対シ侵害 ヲ加ヘタル者ハ、地方ノ法規慣習及帝国刑事法規ヲ参酌シテ之ヲ処分ス。

第8条

裁判官ハ事実審明ノ為、必要ナル処分ヲ為スコトヲ得。

第9条

裁判官審理ヲ終リタルトキハ、判決ヲ為スヘシ。

第10条

死刑又ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シタル第一審裁判庁ノ判決ニ対シ,被告 人ハ三月以内ニ第二審裁判庁ノ覆審ヲ求ムルコトヲ得。

覆審ノ請求ハ. 原審庁ニ之ヲ為スヘシ。

第 11 条

死刑ノ判決ハ司令官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ、之ヲ宣告スルコトヲ得ス。

第12条

民事ノ裁判ハ、地方ノ法規慣習及帝国民事法規ヲ参酌シテ之ヲ行フ。

第 13 条

裁判官ハ裁判ノ為、必要ナル証拠調其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得。

第14条

裁判官ハ判決ニ先チ和解ヲ試ムヘシ。

和解成立シタルトキハ、裁判官ハ書記ヲシテ和解調書ヲ作成セシム。

前項ノ和解ハ、判決ト同一ノ効力ヲ有ス。

第15条

判決ニ対シテハ, 当事者ハ十日以内ニ第二審裁判庁ノ覆審ヲ求ムルコトヲ得。 覆審ノ請求ハ原審庁ニ之ヲ為スヘシ。

第16条

判決ハ執行吏之ヲ執行ス。

執行吏ハ,第五条ニ定メタル諸官部下中ヨリ之ヲ命ス。

旧ドイツ占領下においては三審制が採られ、第一審では島民から裁判官に任用されていたが⁽¹⁰⁾、1915年に南洋群島刑事民事裁判令が制定されたことにより、南洋群島における司法制度が変容することとなった。まず二審制となり(第2条)、さらに裁判官は第一審が各民政区守備隊長及び民政事務官、又は分遣部隊長、第二審が防備隊参謀長参謀1名及び民政顧問1名が務めることとなり(第3条)、その裁判官は、刑事においては内地の刑事法規と併せて地方の法規慣習を、民事においても内地の民事法規と併せて地方の法規慣習を参酌すること(第7条・第12条)、そして民事の場合は判決に先立ち和解を試みることが規定されていた(第14条)⁽¹¹⁾。

その後,南洋庁が開設された1922年には,南洋群島刑事民事裁判令が廃止され,新たに全12条より成る南洋群島裁判令(勅令第133号)が次の通り制定

された⁽¹²⁾。

第1条

第2条

南洋庁法院ハ南洋庁長官ニ直属シ、南洋群島ニ於ケル民事刑事ノ裁判ヲ掌ル。

南洋庁法院ヲ分チテ、地方法院及高等法院トス。

第3条

地方法院ハ民事刑事ニ付、第一審ノ裁判ヲ為ス。

第4条

高等法院ハ終審トシテ、地方法院ノ裁判ニ対スル上訴ニ付、覆審ヲ為ス。

第5条

各法院ヲ通シテ判事専任四人ヲ置ク。奏任トス。

第6条

各法院ニ院長ヲ置ク。上級判事ヲ以テ之ニ充ツ。

院長ハ院内ノ行政事務ヲ掌理ス。

高等法院ノ院長ハ、地方法院ノ行政事務ヲ監督ス。

第7条

地方法院ハ、判事単独ニテ審理裁判ス。

第8条

高等法院ハ、判事三人ノ合議ヲ以テ審理裁判シ、上級判事ヲ其ノ裁判長トス。

第9条

各法院二検事局ヲ附置ス。

各検事局ヲ通シテ検事専任一人ヲ置ク。奏任トス。

第10条

検事ハ司法警察官ヲ指揮監督シ,刑事訴追ヲ為シ,其ノ裁判ニ執行ヲ指揮監督ス。 地方法院検事局ニ於テハ南洋庁警部ヲシテ,検事ノ職務ヲ執ラシムルコトヲ得。

第11条

南洋庁支庁長及南洋庁警視ハ,司法警察官トシテ犯罪捜査ニ付,地方法院検事 ト同一ノ権ヲ有ス。

南洋庁警部及警部補ハ、検事ノ補佐トシテ其ノ指揮ヲ承ケ、司法警察官トシテ 犯罪ヲ捜査スヘシ。

第12条

法院及検事局ヲ通シテ書記専任四人ヲ置ク。判任トス。民事刑事ノ審理ニ関スル準備ヲ為シ、調書ヲ作リ、及一切ノ訴訟記録ヲ整理保存ス。

書記ハ前項ノ外、上官ノ指揮ヲ承ケ、法院ニ於ケル諸般ノ事務ニ従事ス。

この法令の制定に伴い南洋庁法院が設置され、南洋群島における裁判機関が整備されることとなった。また、1922年の「南洋庁ノ判事及検事任用ノ件」(勅令第118号)にて「南洋庁ノ判事及検事ハ、裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス。」と規定された。

南洋庁法院は、コロール島・サイパン島・ポナペ島の各地に設置された地方法院と、パラオ諸島のコロール島に設置された高等法院の2審制となっていた。各地方法院では、サイパン地方法院がサイパン支庁管内を、パラオ地方法院がパラオ支庁管内・ヤップ支庁管内を、ポナペ地方法院がポナペ支庁管内・トラック支庁管内・ヤルート支庁管内を管轄していた(13)。南洋庁法院の判事には、1923年3月1日付で、石川音次・奥津一郎・柳田太郎・松野祐裔、検事には江崎政行が任用されることとなった(14)。その後記録が確認出来る1944年までに南洋庁法院に任用された判事・検事は、表1及び表2のような変遷を辿っている(15)。

表 1 南洋庁高等法院

年月日		院長	判事 (※ 1)			判事(兼任)(※2)	検事
7月1日現在			枢	野祐裔 (※ 3)		\	
1922 年	10月1日現在						
1923 年	7月1日現在		柳田太郎	奥津一郎	石川音次		
1924 年	7月1日現在						
1925 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
	11月1日現在				Λ	\	
1926 年	1月1日現在				I)	\	
	7月1日現在						
1927 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
	1月1日現在						
1928 年	7月1日現在						
1920 4-	11月1日現在	1					
	1月1日現在	松野祐裔					
1929 年	8月1日現在	-					
	1月1日現在						
1930 年	7月1日現在						
	1月1日現在						
1931 年						\	
	7月1日現在				\	\	
1932 年	1月1日現在			牧野三好			
	7月1日現在					—	江崎政行
	11月1日現在				\	谷井辰蔵	
1933 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
	8月1日現在						
10016	1月1日現在	石川音次				桑原龍興	
1934 年	8月1日現在						
	11月1日現在						
1935 年	1月1日現在						
1000	7月1日現在					内山秀吉	
1936 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
1937 年	1月1日現在			奥野彦六郎		安部恕	
	7月1日現在					大野璋五	
1938 年	1月1日現在						
	7月1日現在				\	1.144.00	
1939 年	1月20日現在					高橋静一	
	7月1日現在						
1940 年	2月1日現在					中村武	
1370 -	8月15日現在	中村武		大森戒三			
1941 年	8月15日現在						
	10月1日現在						
	10月15日現在						
1942 年	7月1日現在						吉永廣衛
1943 年	1月1日現在					\	
	7月1日現在						
	10月1日現在					中村恭三	
1944 年	1月1日現在						

^{※1} 判事は当初専任4名の体制であったが(南洋群島裁判令第5条), 1924年に判事専任3名へと改められた(勅令第467号)。

^{※2} 高等法院では判事3名の合議体による審理が行われていたが(南洋群島裁判令第8条)、南洋群島全体で任用されていた判事が3名であったため、必然的に原審の判事が覆審にも参加することとなっていた。そこで、1933年より東京区裁判所判事1名が南洋庁高等法院の判事を兼任し、高等法院を開く際には兼任判事1名と、原審を担当した判事以外の2名との合議体が構成されることとなった。事件が少なかったため、高等法院は毎年夏期に兼任判事と専任判事がコロール島に集まり、数週間継続的に開かれていた。大山彦一「南洋群島の社会構造と其統制」『関西大学学報』第142号、1936年、4頁。中川善之助「南洋群島の裁判」『法律時報』第10卷第12号、1938年、27頁。

^{※3 『}職員録』(大正 11 年) 及び『職員録追録』(大正 11 年 9 月号) では、高等法院の判事として松野祐裔の氏名のみが記載されている。

表 2 南洋庁地方法院

年月日		パラオま	也方法院	サイパン地方法院		ボナベ地方法院	
		院長	検事 (※4)	院長	検事 (※4)	院長	検事 (※ 4)
1922 年	10月1日現在	È	去院判事:石川音	次・奥津一郎・村	卵田太郎、検事:	江崎政行(※5)	
1923 年	7月1日現在	7* 111 5¢ 56-					
1924 年	7月1日現在	石川音次	江崎政行	奥津一郎	江崎政行	柳田太郎	江崎政行
1925 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
	11月1日現在						
1926 年	1月1日現在						
	7月1日現在						
1005 /2	1月1日現在						
1927 年	7月1日現在						
	1月1日現在						
1928 年	7月1日現在			牧野三好			
	11月1日現在						
1000 #	1月1日現在	let my LL sty					
1929 年	8月1日現在	松野祐裔					
1020 /5	1月1日現在						
1930 年	7月1日現在						
1001 5	1月1日現在						
1931 年	7月1日現在						
	1月1日現在					1	
1932 年	7月1日現在				吉永廣衛		
	11 月 1 日現在					牧野三好	
	1月1日現在						
1933 年	7月1日現在						
	8月1日現在						
	1月1日現在						
1934 年	8月1日現在	石川音次 中村武					
	11月1日現在						
1025 46	1月1日現在						
1935 年	7月1日現在						
100c fr	1月1日現在						
1936 年	7月1日現在						
1937 年	1月1日現在					奥野彦六郎	
1557 +	7月1日現在			柳田太郎			
1938 年	1月1日現在			柳田瓜ゆ			
1530 +	7月1日現在						
1939 年	1月20日現在						
1333 +	7月1日現在						
1940年	2月1日現在						
	8月15日現在						
1941 年	8月15日現在					- 大森戒三	
	10月1日現在						
	10月15日現在						
1942 年	7月1日現在		吉永廣衛				吉永廣衛
1943 年	1月1日現在				内田保次		
	7月1日現在						
	10月1日現在				PILIT MAN		
1944 年	1月1日現在						

^{※4} 検事は当初専任1名の体制であったが (南洋群島裁判令第9条第2項), 1931年に検事専任2名へと改められた (勅令第 127号)。パラオ地方法院とポナベ地方法院の検事は兼任となっていた。

^{※5 『}職員録追録』(大正12年2月号)では、地方法院の判事及び検事の氏名のみが記載されている。

二 南洋庁法院判事・検事の略歴

1922年の南洋群島裁判令(勅令第133号)に基づき、南洋群島に各法院が設置されたが、南洋庁の判事及び検事は、「南洋庁ノ判事及検事任用ノ件」(勅令第118号)により、内地の裁判所構成法の判事・検事の資格を有するものが任用されることとなった。そこで、次に南洋庁法院に任用された判事及び検事の経歴について、以下五十音順に簡単に紹介してゆく(16)。

尚,本稿では先行研究や人名辞典を基に,筆者の調査の成果を加えたものを整理した上で紹介している。情報を補完する上で国立公文書館の資料や新聞記事などを用いたが,文献が散逸していることから未詳な部分も多いため,詳細な情報をお持ちの方がおられれば,ご教示頂きたい。

○安倍恕

安倍恕は、1893年8月4日に愛媛県にて生まれた。1918年7月に東京帝国 大学法学部法律学科を卒業後、同年8月に司法官試補となり、1920年3月に 東京地方裁判所予備判事、同年4月に横浜地方裁判所判事、同年9月に東京地 方裁判所判事、1925年7月に京都区裁判所判事、1928年9月に東京区裁判所 判事、1929年1月に東京地方裁判所部長、1930年2月に長崎控訴院判事、 1933年12月に福岡地方裁判所判事、1934年9月に東京区裁判所判事に任じら れた。

『職員録』(印刷局) によると、安倍は1937年1月1日時点で南洋庁高等法院の兼任判事となっている。その後、1940年9月に東京控訴院部長、1943年4月に東京民事地方裁判所上級部長、1946年2月に横浜地方裁判所所長、1947年9月に福岡高等裁判所長官、1952年9月に大阪高等裁判所長官、1955年6月に東京高等裁判所長官、1958年9月に司法研修所所長となり、1962年9月

に退職している⁽¹⁷⁾。1982年1月6日に亡くなった。

〇石川音次

石川音次は,1880年10月12日に生まれた(18)。1909年7月に東京帝国大学 法科大学を卒業後,司法官試補となり,1912年4月に甲府地方裁判所予備判事,1913年6月に長崎地方裁判所判事,1916年7月に浦和地方裁判所判事,1917年3月に東京地方裁判所判事,1919年5月に宇都宮地方裁判所判事,1920年10月に浦和地方裁判所判事に任じられた。

南洋庁法院の設置の際、同高等法院判事及びパラオ地方法院院長に任用されたが、1924年12月付けで休職が命ぜられ⁽¹⁹⁾、1925年5月付けで依願退官となっている⁽²⁰⁾。その後、司法省の委嘱によりドイツへ労働裁判制度運用実況調査のために渡航、1926年3月に帰国した後、同年5月には東京にて弁護士事務所を開設している⁽²¹⁾。石川は、1934年2月に松野祐裔の後任として南洋庁高等法院長兼パラオ地方法院長に任用された。この際、南洋庁法院判事であった柳田太郎を高等法院長に推薦する声も上がったようであるが、柳田がこれを希望しなかったこともあり、人選上の都合で石川を推す外なかった旨が記されている⁽²²⁾。石川は1940年まで任に当たっている⁽²³⁾。

石川の南洋庁法院に関する著作としては「南洋群島の犯罪と司法機関」(『学徒至誠会派遣団研究報告 昭和十年度 第四篇南洋講演集』(学徒至誠会,1936年)), 講演記録としては『南洋群島に於ける島民を対象とする司法警察に就いて』(南洋経済研究所,1944年)がある。

○内田保次

内田保次は、1892年5月11日に佐賀県にて生まれた。1917年7月に東京帝 国大学法科大学を卒業後、1919年9月に弁護士名簿登録、1923年8月に横浜 裁判所予備検事、1924年1月に横浜区裁判所検事、1925年11月に台湾総督府 法院検察官・台南地方法院検察官⁽²⁴⁾, 1927年11月に台北地方法院新竹支部検察官⁽²⁵⁾, 1929年8月に高松区裁判所検事, 1932年1月明石区裁判所検事, 1933年6月神戸地方裁判所検事, 1935年9月に岸和田区裁判所検事, 1937年12月に洲本区裁判所検事, 1941年に奈良地方裁判所検事に任じられた。

1942 年 8 月 17 日付けでの南洋庁法院検事への転官承諾書が残されており⁽²⁶⁾,同年 9 月 4 日付けでサイパン地方法院検事となった。1944 年 4 月より海軍省より中部太平洋方面艦隊事務を嘱託され、1944 年 7 月 9 日にサイパン島にて戦死している⁽²⁷⁾。

○内山秀吉

内山秀吉は、1885年9月11日に東京にて生まれた。1916年7月に日本大学 法学部を卒業後、1918年12月に弁護士試験及第、判検事登用第1回試験及第、 司法官試補となり、1920年8月に東京地方裁判所予備判事、同年10月に宇都 宮地方裁判所判事、1921年7月に東京区裁判所判事に任じられた。

内山は,1935年6月に桑原龍興の後任として南洋庁高等法院の兼任判事となっている⁽²⁸⁾。その後,1936年12月に千葉区裁判所監督判事となった。

○江崎政行

江崎政行は、1879年10月20日に東京にて生まれた。1908年7月に東京帝国大学法科大学を卒業後、翌1909年7月に司法官試補となり、1912年4月に盛岡地方裁判所予備検事、1913年6月に福島区裁判所検事、1914年12月に秋田区裁判所検事に任じられた。『職員録』によると、名古屋区裁判所検事(1917年5月1日時点)、熊谷区裁判所検事(1919年5月1日時点)、水戸区裁判所検事(1920年7月1日時点)を経ている。1921年からは、帝国自動車保護協会の法律顧問として従事していた⁽²⁹⁾。

1922年に南洋庁法院検事となり、1941年まで高等法院兼地方法院検事を務

めていた。1931年まではパラオ・サイパン・ポナペの地方院検事であったが、1932年からはパラオ及びポナペの地方法院検事となり、サイパン地方法院検事には吉永廣衛が任じられていた。これは、1931年の勅令第127号に基づき、各検事局の検事は専任2名へと改められたことによるものと思われる。1941年に検事を退職、1943年7月1日に亡くなった⁽³⁰⁾。

○大野璋五

大野璋五は、1895年5月13日に新潟県にて生まれた。1919年7月に東京帝国大学法科大学を卒業後、1920年10月に司法官試補となり、1922年6月に東京地方裁判所予備判事、同年7月に東京地方裁判所判事、1931年11月に東京控訴院判事、1933年3月に東京地方裁判所部長、1935年5月に東京民事地方裁判所部長、同年12月に東京区裁判所判事に任じられた(31)。

大野は、1937年1月に安倍恕の後任として南洋庁高等法院の兼任判事となっている⁽³²⁾。その後、同年5月に東京民事地方裁判所部長、1939年7月に東京控訴院判事、1946年に大審院判事、1951年に東京地方裁判所長、1956年に広島高等裁判所長官、1958年に東京高等裁判所長官を務めた。1960年に退官後は高千穂商科大学学長となり、1985年7月16日に亡くなった⁽³³⁾。

○大森戒三

大森戒三は、1892年10月15日に広島県にて生まれた。1920年12月に日本大学専門部法律科を卒業後、1923年12月に高等試験司法科に合格、1924年3月に司法官試補となり、1925年11月に横浜地方裁判所予備判事、1926年12月に釧路地方裁判所網走支部判事、1928年1月に岩内区裁判所判事、1930年5月に七尾区裁判所判事、同年12月に富山地方裁判所判事⁽³⁴⁾、1932年12月に高岡区裁判所判事、1935年1月に福井地方裁判所判事に任じられた。

その後, 1941 年 7 月に福井地方裁判所判事から南洋庁法院判事へと転官し,

ポナペ地方法院長となった $^{(35)}$ 。戦時下にあっても現地で民事・刑事に関する事件の処理にあたっていた模様であるが、 1944 ± 10 月 16 日に病気のため、パラオで亡くなった $^{(36)}$ 。

○奥津一郎

奥津一郎は、1889年11月20日に神奈川県にて生まれた。1911年7月に法政大学専門部法科を卒業後⁽³⁷⁾、1916年12月に判検事登用第1回試験及第、司法官試補となり、1918年7月に横浜地方裁判所予備判事、同年9月に新潟地方裁判所判事、1919年12月に長野地方裁判所判事、1920年12月に千葉区裁判所判事、1922年2月に水戸区裁判所判事に任じられた。

1922 年に南洋庁高等法院判事として任用され⁽³⁸⁾, 1923 年から 1928 年まではサイパン地方法院長の職も兼ねている。1928 年 2 月に病気危篤となったようであるが⁽³⁹⁾. その後の経歴については不明である。

○奥野彦六郎

奥野彦六郎は、1895年9月11日に岐阜県にて生まれた。1921年4月に東京帝国大学法学部を卒業後、同年5月に司法官試補となり、1923年3月東京地方裁判所予備判事、同年5月に富山地方裁判所判事、1925年12月に那覇地方裁判所判事、1928年5月に佐賀区裁判所判事、1932年12月に新田区裁判所判事。1933年12月に宇都宮区裁判所判事に任じられた。

1936 年 10 月 22 日付けでの南洋庁法院判事への転官承諾書が残されている (40)。 その後, 1941 年まではポナペ地方法院長の職に就いていた。1941 年に退職し, 1955 年 8 月 30 日に亡くなった (41)。

奥野が南洋庁法院判事在職中に著したものとしては、「随筆 マーシヤル點々記」(『南洋群島』第4巻第6号、1938年)、「群島東部に於ける民族、法律、家系等の問題に就いて」(『学徒至誠会派遣団研究報告 昭和十三年度 南洋篇・研究報告

講演集』(学徒至誠会,1939年))⁽⁴²⁾ がある。また,在職時の調査結果に基づき書き記したものとしては,戦後に刊行された「ミクロネシアにおける『同生地族』の形成 | (『民族学研究』第14巻第3号,1950年) がある。

○桑原龍興

桑原龍興は、1883年5月4日に山梨県にて生まれた。陸軍歩兵少尉を経て、1920年7月に京都帝国大学法学部を卒業後(43)、同年9月に司法官試補となり、1923年6月に東京地方裁判所予備判事、同年8月に横浜地方裁判所予備判事(44)、1924年1月に横浜地方裁判所判事、1925年5月に横浜区裁判所判事、同年7月に東京区裁判所判事に任じられた。

桑原は、1934年2月に谷井辰蔵の後任として南洋庁高等法院の兼任判事となっている(45)。その後、1935年12月に東京控訴院判事、1937年12月に浦和地方裁判所判事、1938年5月に札幌控訴院判事に任用された後、『職員録』によると東京区裁判所判事(1941年8月15日時点)となった。大審院判事に補せられ、1945年11月に判事を退職した後(46)、弁護士となり、富士急行取締役などを歴任し、1965年1月17日に亡くなった(47)。

○高橋静一

高橋静一は,1892年1月に生まれた⁽⁴⁸⁾。1919年6月に中央大学法律科を卒業後,1920年12月に判検事登用第1回試験及第,司法官試補となり,1922年8月に東京地方裁判所予備判事,1923年5月に新潟地方裁判所判事,1925年7月に東京区裁判所判事,1933年3月に東京控訴院判事,1935年4月に東京地方裁判所部長,同年5月に東京民事地方裁判所部長,1937年12月に東京区裁判所判事に任じられた。

高橋は,1938年6月に大野璋五の後任として南洋庁高等法院の兼任判事となっている⁽⁴⁹⁾。その後,1939年12月に東京府地代家賃審査委員,1946年11

月に家事審判制度調査会委員,1948年1月に簡易裁判所判事推薦委員会委員を委嘱された。1948年6月に八王子家事審判所長となり、同年10月に家庭裁判所設立準備委員会委員を委嘱された。1956年4月より東洋大学法学部教授に着任したが、1959年10月4日に亡くなった⁽⁵⁰⁾。

高橋が南洋庁法院の兼任判事として、1938年7月12日に船中にて「南洋群島の司法事務に就いて」と題する講演を行ったことが記されている(『学徒至誠会派遣団研究報告 昭和十三年度 南洋篇・研究報告講演集』(学徒至誠会、1939年))。

○谷井辰蔵

谷井辰蔵は、1881年1月13日に大分県にて生まれた。1905年7月に日本大 学専門部法律科を卒業後⁽⁵¹⁾、1918年12月に判検事登用第1回試験及第、司法 官試補となり、1920年8月に東京地方裁判所予備判事、同年10月に千葉地方 裁判所判事、1921年9月に東京地方裁判所判事に任じられた。

谷井は、1932年7月に南洋庁高等法院の兼任判事となっている。1932年以降、南洋庁高等法院の判事の内1名は内地の判事が兼任することになったが、この点について谷井の兼任理由として、「目下南洋庁法院判事ノ定員三名ニシテ、第二審ノ場合ニハ前審ニ関与シタル判事ヲ含マサレハ構成シ得サル現状ニアルヲ以テ、此ノ際同人ヲ兼任セシメ、敍上ノ缺ヲ補ムトスルモノナリ。」と記されている(52)。その後、1935年5月に東京民事地方裁判所判事、同年12月に東京控訴院判事となった。1938年2月に判事を退職した(53)。

○中村恭三

中村恭三は,1889年10月27日に東京にて生まれた。1915年7月に東京帝国大学法科大学を卒業後,1919年8月に司法官試補となり,1921年7月に千葉地方裁判所予備判事,1922年1月に松山地方裁判所西条支部判事,1924年8月に長野地方裁判所判事,1926年12月に熊谷区裁判所判事,1931年9月に

前橋地方裁判所判事. 1937 年 10 月に東京区裁判所判事に任じられた。

中村は、1943年8月に南洋庁高等法院の兼任判事となっている。『南洋庁職員録』(南洋庁長官官房秘書課)にて、1943年10月1日時点では南洋庁高等法院判事として名前が記されているが、1944年1月1日時点の状況を記している『司法部職員録』(法曹会)では、名前が記されていないので、中村の任用期間は短期だった模様である。兼任判事となった理由については、「司法事務連絡ノ為、曩ニ判事中村武ニ南洋庁法院判事ヲ兼任セシメ居リタルガ、同人南洋庁ニ転任シ欠員中ノ処、今般パラオ高等法院ニ於テ控訴審開廷セラルルニ際シ、之が立会判事トシテ出席セシムル為、南洋庁法院判事ヲ兼任セシムル要アルニ依ル。」と記されている⁽⁵⁴⁾。1946年2月24日に亡くなった⁽⁵⁵⁾。

○中村武

中村武は、1892年6月8日に千葉県にて生まれた。1917年7月に中央大学法律科を卒業後、1918年12月に判検事登用第1回試験及第、司法官試補となり、1920年10月に東京地方裁判所予備判事、1921年3月に東京地方裁判所判事に任じられた。同年9月には退職、ドイツの親族相続に関する司法事務実況調査の嘱託を受け、11月にはライプツィッヒ大学に入学している(56)。1924年12月に東京地方裁判所判事、1928年10月に東京区裁判所判事に任じられ、1932年9月にドイツの労働委員会制度に関する取調嘱託を受けた。

中村は、1939年12月に高橋静一の後任として南洋庁高等法院の兼任判事となっている⁽⁵⁷⁾。1941年7月には南洋庁高等法院の専任判事となり⁽⁵⁸⁾、南洋庁高等法院長の職にあたり、1941年より1944年まではパラオ地方法院長の職を兼ねている。1944年9月には病気のため退職願が出されているが、これは同年7月に石段より転落して肋膜炎を起こし、治療を要するとの診断がパラオ医院より下ったためと見られる⁽⁵⁹⁾。

その後、1944年9月に退官し弁護士登録、1946年4月には復員庁嘱託とし

て軍事法廷における日本人戦犯弁護などの任に当たり、1948年4月からは中央大学で、1964年4月からは東洋大学で教壇に立っていた。1988年4月19日に亡くなった $^{(60)}$ 。

○牧野三好

牧野三好は、『職員録』によると、1922年に司法官試補となった記録が残されているが、詳細な経歴については不明である。今市区裁判所判事(1927年7月1日時点)から南洋庁法院判事へと転官し⁽⁶¹⁾、1928年から1932年まではサイパン地方法院長の職を⁽⁶²⁾、1932年から1936年まではポナベ地方法院長の職を兼ねている。その後、1936年10月22日付けで依願退職の願出が出されているが⁽⁶³⁾、満洲国司法部法院審判官斉斉哈爾地方法院次長に任用されたことに伴うものだったと思われる⁽⁶⁴⁾。

○松野祐裔

松野祐裔は,1879年4月13日に秋田県にて生まれた。1905年7月に京都帝国大学法科大学を卒業後⁽⁶⁵⁾,同年8月に司法官試補となり,1908年5月に東京地方裁判所判事に任じられた。1909年9月には清国政府の招聘を受け,山東省法政学堂に教習として聘用契約を締結し⁽⁶⁶⁾,その後数回に亘り雇用契約を延長している⁽⁶⁷⁾。この当時,松野は山東省済南府の日本人会代表として,天津の日本総領事宛に郵便局開設の請願書を送付している⁽⁶⁸⁾。

その後,1915年8月に大阪区裁判所判事,1917年3月に大阪地方裁判所判事に任じられ,1920年7月に司法省参事官民事局兼務となった⁽⁶⁹⁾。

1922年5月に南洋庁高等法院判事,そして1923年より1933年まで高等法院長の職にあたった。また,1924年12月からはパラオ地方法院長も兼ねている $^{(70)}$ 。松野は1922年6月7日に南洋庁に向けて出発したが,その際見送りの人々に対し、「何分南洋は初めてですからね,行って見なきゃ一切わからない。

高等法院の設立と共に特別な法令も布かれたが、しかし、到着の上は十分社会 状態を視察しておきたいと思ひます。」と語ったという⁽⁷¹⁾。南洋に関する松野 の論稿としては「委任統治南洋諸島事情」(『地学雑誌』第45巻第8号、1933年) がある。

帰国後,1933年11月に釧路地方裁判所長⁽⁷²⁾,1935年9月に秋田地方裁判所長に任じられた⁽⁷³⁾。松野は1940年4月に判事を退職,退職にあたり3,000円の賞与が与えられている⁽⁷⁴⁾。

○柳田太郎

柳田太郎は、1888年12月29日に兵庫県にて生まれた。1917年7月に東京帝国大学法科大学を卒業後、同年8月に司法官試補となり、1920年6月に宇都宮地方裁判所予備判事、同年9月に新潟地方裁判所判事、1921年10月に樺太地方裁判所判事に任じられた(75)。

1922 年 8 月に南洋庁高等法院判事に任用され⁽⁷⁶⁾, 1923 年から 1932 年まではポナペ地方院長の職を, 1932 年から 1944 年まではサイパン地方法院長の職を兼ねている。

○吉永廣衛

吉永廣衛は、1928年から1930年まで台南地方法院検察局検察官に任用されている記録があるが⁽⁷⁷⁾、詳細な経歴については不明である。1931年5月15日付けでの南洋庁法院検事への転官承諾書が残されており⁽⁷⁸⁾、1932年から1942年までサイパン地方院検事の職にあった。『職員録』によると、南洋庁高等法院検事(1942年7月1日時点)であった当時、パラオ・サイパン・ポナペの地方法院検事を兼任している。その後1943年1月1日時点では、パラオとポナペの地方法院検事には吉永が、サイパン地方法院検事には内田保次が任じられていた。

1944 年 8 月 13 日付けで動脈硬化の診断を受け、同年 9 月 2 日に病気による辞職願が出されている⁽⁷⁹⁾。

その後, 1957 年 10 月には延岡簡易裁判所判事を務めていたことが記録されている⁽⁸⁰⁾。

○鷲山半之助

鷲山半之助は、1893年9月20日に東京にて生まれた。1919年7月に東京帝国大学法学部法律科卒業後、1920年9月に司法官試補となり、1922年6月に東京地方裁判所予備検事、同年7月に安濃津区裁判所検事、1924年3月に金沢区裁判所検事、1925年11月に甲府区裁判所検事、1926年9月に土浦区裁判所検事、1928年6月に東京区裁判所検事、1930年12月に千葉区裁判所検事、1933年7月横浜区裁判所検事、1936年7月に東京刑事地方裁判所検事、1937年2月に新潟区裁判所検事、1938年7月に水戸区裁判所検事に任じられた。『職員録』によると、鷲山はその後足利区裁判所検事(1940年8月15日時点・1941年8月15日時点)を務めていたことが確認出来る。

その後、『職員録』の南洋庁関係者には鷲山の名前が出てこないが、1942年5月19日に南洋庁法院検事だった鷲山が病気により危篤となり、翌日死亡した旨が記録されていることから⁽⁸¹⁾、南洋庁での任用期間は短かったものと思われる。

以上,南洋庁法院に任用されたことが確認出来る,判事及び検事の情報を中心に紹介した。こうした判事及び検事たちが南洋庁法院で従事していた活動については,章を改めて見てゆくことにする。

註

(1) 「ポナペ」とは、現在のミクロネシア連邦にある島であり、現在は「ポンペイ島」

或いは「ポーンペイ島」と表記されることが多い。本稿では、原文の「ポナペ」 という表記を用いることとする。

- (2) 山崎丹照『外地統治機構の研究』高山書院,1943年,1-2頁。清宮四郎『外地 法序説』有斐閣,1944年,3頁。
- (3) 南洋群島の司法制度史に焦点をあてた主要先行研究として、片木晴彦「日本の委任統治下におけるミクロネシアの法制度」畑博行編『南太平洋諸国の法と社会』有信堂、1992 年、151-163 頁、及び、永田憲史「南洋群島の刑事司法制度」『関西大学法学論集』第61 巻第4号、2011 年、1-19 頁、が挙げられる。また近年の研究には、小野博司「海軍占領期南洋群島の法概論」『神戸法学雑誌』第68 巻第3号、2018 年、37-101 頁、がある。英文のものでは、The Northern Mariana Islands Judiciary: A Historical Overview, Northern Marianas Judiciary Historical Society、2011. がある。

さらに、南洋群島も含めた外地と称された裁判所の判例の比較分析を試みたものとして、七戸克彦「旧・外地裁判所判例の今日的意義・序論―活きている台湾高等法院・関東高等法院・朝鮮高等法院判決」『法政研究』第79巻第3号、2012年、195-273頁、がある。

- (4) 終戦直後,軍の命令により多くの書類や公文書が焼却されたという。徳見光三 「ポナペ島の思い出」『思い出の南洋群島』南洋群島協会,1965年,186-188頁。
- (5) 通史的なものとして、須藤健一「ミクロネシア史」山本真鳥編『オセアニア史』山川出版、2000年、314-349頁を、また日本との関係性に焦点をあてたものとして、石森大知・丹羽典生編著『太平洋諸島の歴史を知るための60章―日本とのかかわり』明石書店、2019年、を参照されたい。

その他、日本語文献としては、高岡熊雄『ドイツ内南洋統治史論』日本学術振興会、1954年、等松春夫『日本帝国と委任統治 南洋群島をめぐる国際政治1914-1947』名古屋大学出版会、2011年、等がある。外国語文献としては、Mark R. Peattie, Nan'Yo: The Rise and Fall of the Japanese in Micronesia, 1885-1945, University of Hawaii Press, 1988., Lin Poyer, Suzanne Falgout, Laurence Marshall Carucci, The Typhoon of War: Micronesian Experiences of the Pacific War, University of Hawaii Press, 2001., Dirk H.R. Spennemann, Edge of empire: The German Colonial Period in the Mariana Islands 1899-1914, Retro/spect, 2007. 等がある。

- (6) かつては「トラック」と表記されていた。以下、当時の表記であった「トラック」 を用いることとする。
- (7) 橋本保『日本の南洋群島』[第3版] 協立社、1936年、248頁。
- (8) 当該地図は、外務省条約局法規課編『委任統治領南洋群島 前編』(「外地法制誌」 第五部)外務省条約局法規課、1962年内に所収されている。尚、本書及び本書の

後編(1963年刊行)は、外務省編『外地法制誌』第10巻・第11巻、文生書院、 1990年、に復刻版として収録されている。

(9) 『臨時南洋群島防備隊公報』第31号, 1915年。

尚,南洋群島における軍政期の司法制度やその実態については,前掲(註3)小野「海軍占領期南洋群島の法概論」にて詳細に論じられている。

また, 我部政明「日本のミクロネシア占領と南進(一)・(二・完) ―軍政期(一九―四年から一九二二年)を中心として一」『法学研究』第55巻第7号・第8号,1982年,70-89頁・67-87頁,及び,今泉裕美子「南洋群島委任統治政策の形成」大江志乃夫他編『近代日本と植民地 4 統合と支配の論理』岩波書店,1993年,51-81頁,も併せて参照されたい。

- (10) 第一審の裁判所はヤップ・ヤルート・サイバンの3カ所に設けられ, 第二審の 裁判所はヤップに置かれた。1907年にはサイパンの裁判所は廃止となり, ヤップ の裁判所に管轄が併合された。前掲(註8)『委任統治領南洋群島 前編』129頁。
- (11) 南洋群島刑事民事裁判令は1919年に改正され(南洋群島民政令第3号), 裁判官は第一審が各民政署長, 第二審が防備隊民政部事務官2名が務めることとなった。 『臨時南洋群島防備隊民政部公報』大正8年第1号, 1919年。淺見登郎『日本植民地統治論』「再版〕巌松堂書店, 1929年, 217頁。
- (12) 法令については,前掲(註8)『委任統治領南洋群島』の他,南洋庁編『南洋庁 法令類聚』帝国地方行政学会,1928年,及び今泉裕美子監修・辻原万規彦編『南 洋庁公報』ゆまに書房,2009年,も併せて参照した。
- (13) 1923年に定められた「南洋庁法院ノ名称,位置及管轄区域」(南洋庁令第1号) に基づく。

尚, 1943年11月には6支庁が廃止され, 3支庁に統合された。これに伴い, サイパン支庁管内は南洋庁北部支庁管内に, パラオ支庁管内・ヤップ支庁管内は 南洋庁西部支庁管内に, ポナペ支庁管内・トラック支庁管内・ヤルート支庁管内 は南洋庁東部支庁管内に, 各管轄内の名称が改められた。「南洋庁法院ノ名称位 置及管轄区域改正」(南洋庁令第54号)『南洋庁公報』号外, 1943年。

- (14) 「南洋庁法院判事石川音次外四名補職ノ件」『大正十二年 任免 巻二十』。
- (15) 表1及び表2は、『職員録』(印刷局)、『職員録追録』(印刷局)、『司法部職員録』 (法曹会)及び『南洋庁職員録』(南洋庁長官官房秘書課)を参考に作成した。
- (16) 判事・検事の経歴については、帝国法曹大観編『帝国法曹大観』(帝国法曹大観, 1915年)、帝国法曹大観編『帝国法曹大観 改訂・増補』(帝国法曹大観, 1922年)、帝国法曹大観編『帝国法曹大観 改訂三版』(帝国法曹大観, 1929年)、大日本法曹大観編纂会編『大日本法曹大観』(国民社, 1936年)、大日本司法大観編纂所編『大日本司法大観編纂所, 1940年)を基本資料として用いた。尚、こ

れらの書籍は『日本法曹界人物事典 第1巻―第5巻 司法篇』(ゆまに書房, 1995年)、として復刻版が刊行されている。

また上記の書籍と併せて、前掲(註15)『職員録』も適宜参照した。

- (17) 安倍の経歴については、野村正男『法窓風雲録 あの人この人訪問記』(下巻)、朝日新聞社、1966年、189-202頁、も参照した。
- (18) 前掲(註16)『帝国法曹大観』では、石川県金沢市の生まれとなっているが、国立公文書館に所蔵されている「南洋庁法院判事石川音次外一名職務並俸給下賜ノ件」(『大正十一年 任免 巻四十三』)内の履歴書の写しによると、原籍地が石川県金沢市となっており、出生地は千葉県となっている。
- (19) 「南洋法院判事石川音次休職ノ件」『大正十三年 任免 巻六十五』。
- (20) 「朝鮮総督府専売局属竹下克明外八名任免並官等陞叙ノ件 台湾総督府医学専門学校教授川口武男官等陞叙並免官,関東庁高等女学校教諭兼同庁中学校教諭伊藤滋雄免官,南洋庁法院判事石川音次免官,判事今泉源吉外一名免官」『大正十四年 任免 巻二十一』。
- (21) 「判事石川音次奏任文官俸給制限外下賜ノ件」『昭和九年 公文雜纂 巻三十五』。『朝日新聞』1926年5月1日。
- (22) 前掲(註21)「判事石川音次奏任文官俸給制限外下賜ノ件」。
- (23) 1941 年 4 月 9 日に入港した郵船南洋航路近江丸に,石川が乗船して帰国している旨が報道されている。「南洋から近江丸」『朝日新聞』1941 年 4 月 10 日。
- (24) 「検事内田保次外三名任免ノ件 大阪府技手久木宣外二名任免」『大正十四年 任免 巻四十八』。台湾総督府編『台湾総督府及所属官署職員録』台湾時報、 1926年・1927年、88頁・92頁。
- (25) 前掲(註24) 『台湾総督府及所属官署職員録』1928年·1929年, 93頁·96頁。
- (26) 「検事内田保次外二名南洋庁法院検事等任免ノ件 拓務事務官黒部潔免官,台湾公立実業学校教諭鈴木譲免官」『昭和十七年 任免 巻一六三』。
- (27) 「故南洋庁法院検事内田保次位階追陞ノ件」『昭和二十年 叙位 臨時叙位 巻三十二』。「南洋庁法院検事内田保次外一名官等陞叙ノ件」『昭和二十年 任免 巻二百四十二』。「南洋庁法院検事内田保次日附変更の件」『昭和二十二年 叙位 巻十三』。「南洋庁法院検事内田保次官等陞叙日附変更の件」『昭和二十二年 任免 巻八』。
- (28) 「判事内山秀吉外二名任免ノ件 営林局技師兼林業試験場技師杉浦庸一免本官 専任林業試験場技師」『昭和十年 任免 巻四十五』。
- (29) 江崎政行「出発に際しての挨拶」『自動車及交通運輸』第5巻第8号, 1922年, 34頁。

その当時の江崎の著作として,「自動車事故被害者の無法なる要求に就いて一

本邦自動車事故今後増加の虞れなきか—」『自動車及交通運輸』第4巻第7号, 1921年,40-42頁,及び「「自動車事故」に就て」『自動車及交通運輸』第4巻第 10号,1921年,42-45頁,がある。

- (30) 『朝日新聞』1943 年 7 月 3 日。 尚, 江崎の経歴については, 校友調査会編『帝国大学出身名鑑』[再版] 校友 調査会, 1934 年, エ之部 4-5 頁, にも掲載されている。
- (31) 大野の経歴については,前掲(註30)『帝国大学出身名鑑』オ之部76頁,及び帝国大学学友会編『帝国大学大観』帝国大学学友会,1939年,学士名鑑141頁,にも掲載されている。
- (32) 「逓信局技手内山八郎外三名任免ノ件 判事大野璋五外一名南洋庁法院判官兼任免,台湾総督府交通局技手池田雄之進任官」『昭和十二年 任免 巻三』。
- (33) 『朝日新聞』1958年7月23日・1985年7月17日。『読売新聞』1967年4月29日・1985年7月17日。
- (34) 大森が富山地方裁判所判事を務めていた時期に、富山県下における地主と小作に関する調査研究の成果をまとめた、『加賀藩の農政一般と富山県下に於ける特殊小作慣行』(名古屋控訴院、1932年)が刊行されている。
- (35) 「判事大森戒三外二名南洋庁法院判事等任免ノ件 南洋庁法院判事奥野彦六郎 任官」『昭和十六年 任免 巻百二十五』。
- (36) 「鳥取農林専門学校長岡村精次外十四名任免官等陞叙並職務ノ件 大使館参事 官西村熊雄任官並職務, 判事寺島祐一官等陞叙, 行政裁判所評定官堀五之介官等 陞叙, 特命全権公使柳井恒夫任官, 南洋庁法院判事大森戒三官等陞叙」『昭和 十九年 任免 巻二百六十一』。「故南洋庁法院判事大森戒三位階追陛の件」『昭 和十九年 叙位臨時叙位 巻四十八』。
- (37) 卒業名簿にも奥津の名前が確認出来る。法政大学校友名鑑刊行会編『法政大学校友名鑑』法政大学校友名鑑刊行会,1941年,107頁。
- (38) 「海軍法務官試補高賴治外二名任官ノ件 判事奧津一郎外一名任官」『大正十一 年 任免 巻四十四』。
 - 尚,南洋庁法院判事に任用されるに当たり,奥津の詳細な履歴書の写しが残されている。前掲(註18)「南洋庁法院判事石川音次外一名職務並俸給下賜ノ件」。
- (39) 「南洋庁法院判官奥津一郎叙位ノ件」『昭和三年 叙位 巻三』。「南洋庁法院判 事奥津一郎官等陞叙ノ件」及び「南洋庁法院判事奥津一郎俸給ノ件」『昭和三年 任免 巻五』。
- (40) 「朝鮮総督府平安南道技手大場俊雄外五名任免ノ件 台湾総督府庁技手宮之原 好友外一名任免,南洋庁法院判事牧野三好外一名任免」『昭和十一年 任免 巻 九十八』。

- (41) 奥野彦六郎『沖縄の人事法制史』至言社, 1977年。
 - 尚, 奥野が那覇地方裁判所判事を務めていた際の様子を記したものとして, 島 袋全章「沖縄法制史研究の権威―奥野彦六郎氏を偲ぶ―」『沖縄文化』第29巻第1・2合併号, 1994年, 212-219頁, がある。
- (42) 同稿は、1938年7月17日の船中にて行われた講演集の記録と思われる。
- (43) 卒業名簿にも桑原の名前が確認出来る。京都帝国大学編『京都帝国大学卒業生 名簿』京都帝国大学, 1936年, 28頁。
- (44) 桑原が1923年9月1日に発生した関東大震災にて、横浜地方裁判所での被災 状況を記録したものが残されている。桑原龍興「遭難記」横浜地方裁判所編『横 浜地方裁判所震災略記』横浜地方裁判所、1935年、91-93頁。
- (45) 「判事陸軍歩兵少尉桑原竜興外四名任免ノ件 農林技師千代間光二任官,北海道帝国大学助教授沢田平十郎任官,朝鮮公立実業学校教諭前田潔任官」『昭和九年 任免 巻七』。
- (46) 「中山広吉外二十八名逓信院技師等任免並官等陞叙ノ件 海軍中将三戸寿外一名任免,桐原葆見外十八名教育研修所員等任免並官等陞叙,九州帝国大学教授盛永俊太郎兼任,地方鉱山局技師三井経光任官,判事桑原竜興官等陞叙,地方技師松井佳一官等陞叙並免官,海技専門学院長苔口良治官等陞叙,国立結核療養所医官兼熊本医科大学助教授本郷孝久任官」『昭和二十年 任免 巻二百二十一』。「元逓信院技師山田守外九名特旨叙位の件 元関東信越地方副総監本間正外一名,退職判事桑原竜興,元営林局技師平岡保外一名,元鉄道監星野茂樹外三名」『昭和二十年 臨時叙位 巻二十九』。
- (47) 『毎日新聞』1965年1月18日。
- (48) 高橋の出生年月日及び出生地につき、前掲(註16)『帝国法曹大観』では、1892年1月2日東京生まれとなっているが、「故高橋静一先生略歴」(『東洋大学』第4巻第2号、1961年)によると、1892年1月2日静岡県に生まれたことになっている。一方、国立公文書館に所蔵されている履歴書の写しによると、本籍地が東京、出生地が静岡県静岡市となっている。但し、こちらでは出生年月日が1892年1月6日となっている。「元判事高橋静一外五名叙位及び特旨叙位について」『昭和三十四年 内閣人事公文 叙位一七 一○月、一一月 第十七巻』。
- (49) 「陸軍航空兵少佐下山俊作外八名航空局航空官等任免ノ件 台湾公立実業学校 教諭飯島新太郎外四名任免,農林技師西垣喜代次兼任,判事高橋静一外一名南洋 庁法院判事任免」『昭和十三年 任免 巻六十八』。
- (50) 『朝日新聞』1959年10月5日。
- (51) 日本大学校友会会員名簿にも谷井の名前が確認出来る。『日本大学校友会々員 名簿』日本大学校友会,1919年,154頁。

- (52) 「判事谷井辰蔵兼任ノ件」『昭和七年 任免 巻六十六』。
- (53) 「退職判事谷井辰蔵外一名叙位ノ件 元商工技師平野久保」『昭和十三年 叙位 巻九』。
- (54) 「商工技手萩原俊郎外十六名任官並更任ノ件 領事勝野康助任官, 関東局属関東局警部下地精俊外一名任免, 判事中村恭三兼任」『昭和十八年 任免 巻 一七六』。
- (55) 「故判事中村恭三外一名位階追陞ノ件」『昭和二十一年 叙位 臨時叙位 巻 一○』。
- (56) ライプツィッヒ大学では、労働法学者の Erwin Jacobi に師事した。石井保雄『わが国労働法学の史的展開』信山社、2018 年、47 頁。

尚, ライプツィッヒ大学への留学時代に, 中村が書き記した手紙が『法学新報』に転載されている。「独逸法学界近況」『法学新報』第32巻第8号, 1922年, 140-148頁。

- (57) 「台湾総督府翻訳官越村長次外五名官等陞叙並任免ノ件 朝鮮総督府獸疫血清 製造所技師今井信実免官,判事中村武外一名南洋庁法院判事任免」『昭和十四年 任免 卷百九十六』。
- (58) 前掲(註35)「判事大森戒三外二名南洋庁法院判事等任免ノ件 南洋庁法院判事 奥野彦六郎任官」。
- (59) 「地方鉱山局技師千葉福寿外十二名軍需省軍需監理官等任免ノ件 奥田直一外一名大東亜省調査官等任官,南洋庁法院判事中村武外二名免官」『昭和十九年任免 巻二百三』。
- (60) 中村の経歴については、横井芳弘他編『彩光 中村武先生の思い出』酒井書店、 1991年、305-306頁、も参照した。
- (61) 「判事陸軍歩兵伍長牧野三好任官ノ件」『昭和三年 任免 巻二十七』。
- (62) 「南洋庁法院判事牧野三好俸給並補職ノ件」『昭和三年 任免 巻二十七』。
- (63) 前掲(註40)「朝鮮総督府平安南道技手大場俊雄外五名任免ノ件 台湾総督府庁 技手宮之原好友外一名任免,南洋庁法院判事牧野三好外一名任免」。
- (64) 「満洲国司法部関係職員ニ現職者割愛方ノ件」 『昭和十一年 陸満密綴 第十二 号』。

『満洲国官吏録』(国務院総務庁人事処) にも、康徳4年(1937年)4月1日時点で牧野が満洲国司法部法院審判官斉斉哈爾地方法院次長の役職にあったことが記されている。

- (65) 卒業名簿にも松野の名前が確認出来る。前掲(註43)『京都帝国大学卒業生名簿』 3頁。
- (66) 宣統3年7月30日 (明治44年 (1911年)9月23日) までの期限での雇用契約を

締結していた。当時の月俸は銀350元であった。外務省政務局第一課編纂『清国 傭聘本邦人名表』1910年、19頁。

尚, 松野が清国へと渡る模様は当時の新聞でも報道されている。「松野判事渡清」 『朝日新聞』1909 年 10 月 16 日。

- (67) 「清国政府応聘中ノ判事松野祐裔応聘継続締約ノ件」『明治四十四年 公文雑纂 司法省・文部省・農商務省 巻十五』。「支那政府応聘中ノ判事松野祐裔応聘継 続締約ノ件」『大正三年 公文雑纂 司法省・文部省 巻十五』。
- (68) 「済南府ニ帝国郵便事務開始ニ関スル件」『清国ニ帝国郵便局開設関係雑件 第 二ノ一巻』。
- (69) 松野の経歴については、木村清吉編『房総人物名鑑』出版社不明、1912年、39 頁、及び前掲(註30)『帝国大学出身名鑑』マ之部55頁、にも掲載されている。
- (70) 「南洋庁法院判事松野祐裔補職ノ件」『大正十三 任免 巻七十』。
- (71) 「初めての南洋へ 新しい高等法院長として赴任 昨夕出発の松野氏抱負を語る | 『朝日新聞』1922 年 6 月 8 日。
- (72) 「南洋庁法院判事松野祐裔任官ノ件」 『昭和八年 任免 巻八十七』。
- (73) この頃の業績として、『仏国民事訴訟法改正草案』(司法省調査課、1936年)が出版されている。当該著作は1933年6月7日フランス弁護士協会により採択された、フランス民事訴訟法の改正草案の翻訳である。『仏国民事訴訟法改正草案』(司法資料第209号)司法省調査課、1936年。
- (74) 「判事松野祐裔賞与ノ件」『昭和十五年 公文雑纂 巻一○』。
- (75) 柳田の経歴については、前掲(註30)『帝国大学出身名鑑』ヤ之部27頁、にも 掲載されている。
- (76) 「南洋庁法院判事柳田太郎職務ノ件」『大正十一年 任免 巻三十七』。
- (77) 前掲(註24)『台湾総督府及所属官署職員録』1928年・1929年・1930年,98頁・102頁・145頁。
- (78) 「外務書記生中野了義外六名任免ノ件 台湾総督府法院検察官陸軍歩兵少尉吉 永広衛任官,朝鮮総督府水原高等農林学校助教授兼朝鮮総督府林業試験場技師山 林暹外四名任官」『昭和六年 任免 巻四十六』。
- (79) 前掲(註59)「地方鉱山局技師千葉福寿外十二名軍需省軍需監理官等任免ノ件 奥田直一外一名大東亜省調査官等任官、南洋庁法院判事中村武外二名免官 |。
- (80) 「簡易裁判所判事吉永廣衛外十一名判事等に兼ねて命免の件」『昭和三十二年 内閣人事公文 任免 四等級以上四 第十四巻』。
- (81) 「南洋庁法院検事鷲山半之助任官ノ件」『昭和十七年 任免 巻九十七』。「故検 事鷲山半之助位階追陞ノ件」『昭和十七年 叙位 巻四三』。